

居住証明(30号)

内 容	元日本人の申請人が外国で居住している事実を証明する。 すべて日本文で発給する。
使 用 目 的	元日本人の本邦不動産登記、年金受給等に使用。 恩給受給目的の場合は取り扱わない。
条 件	(1) 申請人が元日本人で、次の条件のいずれかに該当するとき。 イ. 外国籍取得前に有していた旅券及び戸籍(又は除籍)謄(抄)本等に より本人であることが容易に確認できること。 ロ. 本邦不動産手続又は年金受給裁定申請手続のためであること。 (2) 本人が公館に出頭して申請すること。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書(例えば本人所属国旅券、現地官憲当局発行 の写真付身分証明書又は自動車運転免許証等) (2) 氏名の漢字綴り及び旧本籍地を確認できる公文書(例えば戸籍(除籍) 謄(抄本)) (3) 住所を立証できる現地官憲当局発行の公文書(例えば運転免許証、就 労許可証等)ただし、公館が申請人の住所を公務により熟知している ときは住所立証公文書の提示を省略できる。
形 式	日本文による証明で、一定形式による。
注 意 事 項	(1) 元日本人に対しては在留証明(20号)で取扱ってはならない。 (2) 代理申請は認めない。

居 住 証 明

1. 概 説

(1) 証明の内容

元日本人で現在外国籍の申請人が外国で居住している事実を証明するもの。
すべて本邦官公署等あてで、日本文で発給する。

(2) 使用目的

元日本人による本邦不動産登記手続、その他に使用される。

(注) 日本人については在留証明で処理するが、元日本人については在留証明を発給
できないため、真にやむを得ない事情があると認められる場合に限り本証明書
を発給するものである。

(3) 手数料

証明書1通毎に第30号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 申請人が元日本人で、次のイ、ロの条件を満たして、口の目的のとき。

イ. 外国籍を取得前に有していた旅券及び戸籍(除籍)謄(抄)本等の書類により本人
であることが容易に確認できること。
ロ. 本邦の不動産手続等に必要であることが明らかであること。

(注) 日本国籍を失った元日本人からの恩給受給を目的とする「居住証明」の発給申
請については、恩給法第9条1項3号にある受給資格の喪失規定から、「居住
証明」の発給を行わないので、申請者本人から直接総務省人事・恩給局宛に連
絡ある様指導する。(3頁参照)

(2) 本人が公館に出頭して申請すること。

代理申請は認めない。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける(公館
において写を作成してもよい)。

- (1) 本人を確認できる公文書(例えば、現地官憲当局発行の写真付身分証明書)
- (2) 氏名の漢字綴り及び本籍地を確認できる公文書(戸籍(除籍)謄(抄)本)
- (3) 住所を立証できる現地官憲当局発行の公文書(例えば、居住証明書、身分証明書、
運転免許証、労働、就労許可証、納税証明書等で本人の住所氏名が記載されているも
の)

4. 作 成 要 領

- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先を尋ねる。
- (2) 必要書類を提出させる。
- (3) 申請人が本人であるか否かを公文書で確認する。

(4) 証明書の中の申請書部分に必要項目を記入させる。

(注) 記載上の注意

- ・理由：必ず記入させる。
- ・旧本籍地：外国籍取得直前の本籍地を記入させる。
- ・現住所：
 - イ. 住所立証文書に郵便局の私書箱 (P. O. Box) や米国軍事郵便の記号番号が記載されていることがあるが、これは現住所ではない。
 - ロ. 日本語欄で国名が記載されておらず、本邦の法務局で受理されない例がよくあるので、必ず国名を記載させる。

(5) 申請人が申請部分に記入した事項を根拠文書によりチェックする。

(6) 証明書にその他の必要事項 (証明番号は証明書発給台帳にて確認) を記入し、角型館長印を押す (朱肉使用)。

(7) 完成した証明書の写をとる。

(8) 証明書手数料は1通毎に第30号の領事手数料を徴収する。

(9) 証明書発給台帳に記入する。

(10) 証明書及び提出文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(参考)

「失権届」を提出してください。

○受給者が亡くなられたときは、親族等の方が14日以内に「失権届」に受給者が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本などを添えて直接人事・恩給局に提出してください。

この届を提出されないまま引き続いて恩給を受けますと、後日過払金を返していただくことになりますので、ご注意ください。

(注) 受給者が次のことがらに該当したときにも、恩給を受ける権利が消滅しますので、速やかに「失権届」を直接人事・恩給局に提出してください。

①3年を越える懲役・禁錮の刑に処せられたとき

②日本国籍を失ったとき

また、扶助料を受けている妻又は子が次のことがらに該当したときも恩給を受ける権利が消滅します。

①婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含みます。）したとき

②遺族以外の方の養子となったとき

問い合わせ先

総務省人事・恩給局

〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1

恩給についてのお問い合わせ電話番号

03-5273-1400

○お問い合わせには恩給証書の記号番号が必要です。

月曜日から金曜日（休日を除く。）の午前9時から午後5時30分の間にお願いします。

○インターネットの総務省ホームページで恩給についての情報がご覧いただけます。

（恩給に関するご相談もお受けしています。）

ホームページのアドレス

http://www.soumu.go.jp

居 住 証 明 願

年 月 日

在 氏名 殿

私は、外国籍を取得した元日本国籍者ですが、今般、下記理由のため必要となりましたので身分及び住所を立証する書類を提出しますから、特例として下記居住事実を証明してくださるようお願いします。

理由：

○ 本人氏名：

生年月日：

現 国 籍：

旧本籍地：

現 住 所： (外国語)
 (日本語)

国

○ 証第 号

上記のとおり居住の事実を証明します。

年 月 日

○ 在

公 印

(手数料)